

人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、市の人事行政の運営等の状況を公表します。

問い合わせ 職員課人事給与係

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 任命権者別一般職の職員の任免および職員数の状況

区分	令和2年 4月1日現在 職員数 (a)	採用等の状況				退職等の状況				3年4月1日 現在職員数 (j = a + d - i)	前年度比較 (j - a)
		2年4月2日～ 3年3月31日 (b)	3年4月1日 (c)	計 (d = b + c)	定年 退職 (e)	普通 退職 (f)	死亡 (g)	その他 (h)	計 (i = e + f + g + h)		
市長の補助職員	597 (37)	7	68 (18)	75 (18)	21	10	1	42 (18)	74 (18)	598 (37)	1 (0)
市立総合病院の職員	782 (11)	13	74	87	4	56	0	4 (4)	64 (4)	805 (7)	23 (Δ4)
議会の職員	11	0	1	1	0	0	0	1	1	11	0
教育委員会の職員	107 (9)	3	15 (8)	18 (8)	6	0	0	24	30 (0)	95 (17)	Δ12 (8)
選挙管理委員会の職員	4	0	1	1	0	0	0	1	1	4	0
監査委員会の職員	3 (1)	0	2	2	1	0	0	0 (1)	1 (1)	4	1 (Δ1)
農業委員会の職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,504 (58)	23	161 (26)	184 (26)	32	66	1	72 (23)	171 (23)	1,517 (61)	13 (3)

※()内は、再任用短時間勤務職員のこと外数です。
 ※職員数は上記のほかに、東京都後期高齢者医療広域連合へ1人、東京都十一市競輪事業組合へ1人、東京都(島しょ)へ1人、(公財)東京市町村自治調査会へ1人、成田空港検査所へ1人派遣し、令和3年4月1日現在の青梅市の総職員数は、1,522人となります。

(2) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分	職員数			3年の主な増減理由
	平成31年	令和2年	3年	
一般行政部門	議会	11 (1)	11 (0)	11 (0)
	総務	172 (Δ5)	180 (8)	185 (5) 業務増
	税務	54 (Δ1)	54 (0)	52 (Δ2) 欠員不補充
	民生	91 (3)	94 (3)	97 (3) 欠員不補充
	衛生	53 (0)	55 (2)	58 (3) 業務増
	農林水産	14 (Δ1)	14 (0)	12 (Δ2) 事務の統廃合縮小
	商工	12 (0)	11 (Δ1)	10 (Δ1) 欠員不補充
	土木	98 (Δ2)	99 (1)	98 (Δ1) 欠員不補充
	小計	505 (Δ5)	518 (13)	523 (5)
	特別行政	教育	117 (Δ7)	116 (Δ1)
小計	117 (Δ7)	116 (Δ1)	102 (Δ14)	
普通会計	622 (Δ12)	634 (12)	625 (Δ9)	
公営企業等	病院	769 (6)	782 (13)	805 (23) 業務増
	下水道	25 (Δ1)	24 (Δ1)	24 (0)
	その他	64 (0)	64 (0)	63 (Δ1) 事務の統廃合縮小
	小計	858 (5)	870 (12)	892 (22)
合計	1,480 (Δ7)	1,504 (24)	1,517 (13)	

※()内の数値は、対前年の増減数です。
 ※職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく数値です。

(3) 役職別職員数 (令和3年4月1日現在)

区分	職員数
部長職	16
課長職	60
係長職	170
主査職	5
副主査職	23
主任職	310
主事職	175

※総合病院診療部門を除く

(4) 昇任試験の状況 (令和2年度)

昇進は、原則として、能力主義、成績主義に基づいて行っています。

区分	受験者数	合格者数
課長職	9	5
係長職	23	17
主査職	4	1
副主査職	2	0
主任職	51	22

※総合病院診療部門を除く

2 職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を行っています。令和2年度は、次のとおり実施しました。

評価期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

評価対象者 全職員

評価項目 業績(目標や職務の達成度など)、態度(責任感、積極性、規律性など)、能力(理解・判断力、企画力、指導力など)

3 職員の給与の状況

(1) 部門別給与等の状況 (令和元・2年度決算)

区分	給料			職員手当		
	元年度決算額 (a)	2年度決算額 (b)	前年度比較 (c = b - a)	元年度決算額 (d)	2年度決算額 (e)	前年度比較 (f = e - d)
市長部局	2,334,537	2,336,463	1,926	2,575,433	2,394,458	Δ180,975
市立総合病院	2,806,116	2,829,067	22,951	2,988,870	2,897,339	Δ91,531
議会	50,048	49,924	Δ124	37,631	35,683	Δ1,948
教育委員会	475,870	450,113	Δ25,757	338,112	305,904	Δ32,208
選挙管理委員会	16,741	16,785	44	42,043	21,074	Δ20,969
監査委員会	16,722	16,876	154	12,259	11,926	Δ333
農業委員会	0	0	0	0	0	0
合計	5,700,034	5,699,228	Δ806	5,994,348	5,666,384	Δ327,964

区分	共済費			計			対前年度伸び率 (%)
	元年度決算額 (g)	2年度決算額 (h)	前年度比較 (i = h - g)	元年度決算額 (j)	2年度決算額 (k)	前年度比較 (l = k - j)	
市長部局	834,409	817,108	Δ17,301	5,744,379	5,548,029	Δ196,350	Δ3.4
市立総合病院	1,070,397	1,060,636	Δ9,761	6,865,383	6,787,042	Δ78,341	Δ1.1
議会	18,145	17,573	Δ572	105,824	103,180	Δ2,644	Δ2.5
教育委員会	161,051	149,623	Δ11,428	975,033	905,640	Δ69,393	Δ7.1
選挙管理委員会	6,155	6,122	Δ33	64,939	43,981	Δ20,958	Δ32.3
監査委員会	5,379	5,341	Δ38	34,360	34,143	Δ217	Δ0.6
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,095,536	2,056,403	Δ39,133	13,789,918	13,422,015	Δ367,903	Δ2.7

(2) 初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	初任給
一般行政職	145,600円
高校卒	145,600円
大学卒	183,700円

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	319,569円	428,684円	43歳2か月
一般技能職	340,637円	400,573円	57歳1か月
医療職	302,979円	374,233円	42歳4か月
企業職(市立総合病院の職員)	306,559円	486,279円	39歳1か月

※平均給料月額は、4月に職員に支給される基本給としての給料を職員数で除したものです。
 ※平均給与月額は、4月に職員に支給される給料と職員手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当等)の合計額を職員数で除したものです。

(5) 3.11.15 広報おうめ

(4) 職員手当の状況(令和3年4月1日現在)

手当の種類	内容				
扶養手当 (部長職を除く)	配偶者…6,000円(課長職は3,000円) 子ども…9,000円 父母等…6,000円(課長職は3,000円) 特定期間の加算…4,000円(16歳~22歳の子がいる場合に子どもの金額に加算)				
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の15%				
住居手当 (管理職を除く)	35歳未満の世帯主等(借家・借間)…15,000円				
通勤手当	交通機関…6か月定期券等の最も経済的な額 自動車等…使用距離に応じて2,600円~15,000円の範囲内の額				
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康その他特殊な業務に就いたときに支給される手当				
期末手当 勤労手当	2年度支給実績				
	区分	6月期	12月期	合計	
	部長職	期末手当	1,000月分	0,900月分	1,900月分
		勤労手当	1,325月分	1,325月分	2,650月分
	課長職	期末手当	1,100月分	1,000月分	2,100月分
勤労手当		1,225月分	1,225月分	2,450月分	
係長職以下	期末手当	1,300月分	1,200月分	2,500月分	
	勤労手当	1,025月分	1,025月分	2,050月分	
退職手当	動統20年…23,000月分、動統25年…30,500月分、動統35年…43,000月分(支給率)				
管理職手当	部長…106,500円、担当部長…92,600円、課長…80,000円				
その他の手当	上記のほか、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、労働基準法の規定に基づいて支給している時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当などがあります。				

(5) 特別職等の報酬の状況(令和3年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 1,010,000円
	副市長 880,000円
	教育長 805,000円
	病院事業管理者 1,520,000円
報酬	議長 625,000円
	副議長 560,000円
	議員 530,000円
期末手当 (2年度支給実績)	市長 議長 6月期 1,860月分
	副市長 副議長 12月期 2,225月分
	教育長 議員 合計 4,085月分
	病院事業管理者 6月期 2,325月分
	12月期 2,225月分
	合計 4,550月分

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(令和3年4月1日現在)

職員の勤務時間は、午前8時30分~午後5時15分の1日7時間45分、週38時間45分です。夜間窓口や、総合病院の看護師などで、交代勤務により職務に従事する職員もいますが、勤務時間は週38時間45分を原則として、勤務の割り振りをしています。

(2) 休暇等の概要

休暇等の種類は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、生理休暇、結婚休暇、産前産後の休養、母子保健健診休暇、出産介護休暇、育児時間、子どもの看護休暇、忌引、父母の祭日休暇、ドナー休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇、介護休暇、短期の介護休暇、介護時間、災害事故休暇、育児休業、部分休業です。なお、年次休暇の昨年の平均取得日数は、14.3日です。

5 職員の休業に関する状況

育児休業および部分休業の取得状況(令和2年度)

区分	育児休業	部分休業
男性職員	4人	0人
女性職員	12人	4人

※総合病院診療部門を除く

6 職員の分限および懲戒処分

分限処分は、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利な変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、退職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために、職員の道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

分限・懲戒処分の状況(令和2年度)

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	退職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0人	23人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

7 職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければなりません。職務の遂行にあたって職員が守るべき義務は、次のとおりです。

区分	内容	違反者数 (令和2年度)
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。	0人
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷ついたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。	0人
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。	0人
職務専念義務	職員は勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。	0人
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されるなどの制限があります。	0人
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。	0人
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。	0人

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法において、退職職員による現職職員への働きかけが規制されており、青海市職員の退職管理に関する条例に基づき、職員の退職管理の適正化を図っています。

令和2年度末の退職者(課長職以上)の再就職等の状況

区分	再就職者数
本市外郭団体	1人
民間企業等	0人

※総合病院診療部門を除く

9 職員の研修の状況

職員研修実施状況(令和2年度)

区分	受訓者数	備考
東京都町村 職員研修所	一般研修	110人 新任職員、課長職員等の階層別研修
	実務研修等	115人 行政法、地方自治法、地方公務員法、政策法務、人事科、会計科、広報科、個人住民税科、徴収科、廃棄物対策科、人権啓発研修等の実務研修
その他派遣研修	3人	総務省自治大学校、市町村職員中央研修所、東京都特別区職員研修所への派遣
独自研修	1,556人	新任職員研修、接遇研修、交通安全講習会、情報セキュリティ研修等

※総合病院診療部門を除く

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、青海市職員互助会を設置し、職員の元気回復その他の厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の交付金などで運営されています。

なお、令和2年度の会費および交付金は、毎月、給料月額に1,000分の2.3を乗じた金額です。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業(医療関係等)、長期給付事業(年金関係)、福祉事業(人間ドック事業等)を行っており、社会保険制度の一環とされています。

(2) 公務災害補償

公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

補償件数(令和2年度)		
区分	傷病	死亡
公務災害	7件	0件
通勤災害	1件	0件

※総合病院診療部門を除く

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服申立てをすることができます。

(3) 人事管理に関する苦情処理の状況

職員は、勤務条件その他の人事管理に関して、公平委員会に苦情の申出および相談をすることができます。

措置の要求、不服申立て、苦情処理の状況(令和2年度)

区分	年度当初 係属件数	年度中 申立て・相談件数	年度中 処理件数	年度末 係属件数
措置の要求	0件	0件	0件	0件
不服申立て	0件	0件	0件	0件
苦情処理	0件	0件	0件	0件